

10月は労働保険適用

月間です

事業主の皆さん、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きはお済みですか？

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険であり、原則として労働者を一人でも雇っていただければ適用事業所となり、その事業主は労働保険の成立手続きを行い、労働保険料を納めなければなりません。

また、お済みでない事業主の方は、お早めに入入手続きをお願いします。

また、労働保険事務組合へ手続きを委託することもできますので、お気軽にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

ハローワーク大隅

(大隅公共職業安定所)

TEL 099-482-1265

鹿屋労働基準監督署

TEL 099-443-3385

自賠責保険・

共済の有効期限は

切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自

転車を含む全ての自動車に加入が義務付けられています（自動車損害賠償保障法）。

四輪車ももちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

なお、自賠責制度の詳しい内容は、<http://www.jpba.jp>でご覧になれます。

出張心配ごと相談の

お知らせ

9月から、心配ごと相談日に、高齢者や障害者、要介護の方などで交通手段がなく、相談会場に行けない方を対象に、相談員が相談者の自宅まで行って相談を受ける、出張心配ごと相談を始めました。

相談がある方は、次までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大崎町社会福祉協議会

TEL 099-476-3663

【心配ごと相談日】

①大崎地区

毎週水曜日（祝日は休み）

②野方地区

毎月第1水曜日

（祝日は休み）

11月は「文化芸術に

親しむ月間」です

文化芸術には、感性を訴え、人々に感動を与え、創造や表現へと向かわせる力があります。心身の健康に寄与するものであることも科学的に検証されるようになってきました。

また、文化芸術活動は観光資源となったり、産業と結びついて経済を活性化させたりなど、魅力ある社会作りを推進する力があります。

この期間をきっかけに、日常生活の中で文化芸術の創作活動を始めてみませんか。また、身近な文化祭や展覧会などを鑑賞してみませんか。

たばこ販売協同組合から

お知らせ

平成20年3月から、たばこ自動販売機は「たばこカード」がないと買えなくなりました。カード作成には、申請書に写真と本人証明書（免許証か保険証）の写しが必要です。

12月から最寄りのたばこ販売店で手続きをお願いします。

悩んでないで、相談してみませんか

—労働者・事業主のみなさんへ—

解雇・雇い止め・配置転換・賃下げ・いじめ・その他…

《鹿児島労働局 総合労働相談コーナー》

職場のトラブル 解決へのお手伝い

総合労働相談 労働局長による助言・指導・あっせん

☆総合労働相談コーナー所在地☆（相談時間・9時～17時 ※女性相談員がいます）

名称	所在地	電話番号
鹿児島労働局 総合労働相談コーナー ※	〒892-0816 鹿児島市山下町13-21 (鹿児島労働局 企画室内)	099-223-8239
鹿児島 総合労働相談コーナー ※	〒890-0042 鹿児島市薬師1-6-3 (鹿児島労働基準監督署内)	099-214-9175
加治木 総合労働相談コーナー	〒899-5211 始良郡加治木町新富町98-6 (加治木労働基準監督署内)	0995-63-2035

鹿児島労働局 企画室 <http://www.kagoshima.plb.go.jp/>

(相談内容によっては他の相談機関をご紹介します場合もあります。)